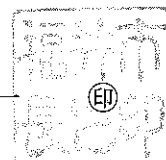


参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 10 月 9 日

福井市長 東村 新一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

一乗地区（浄教寺集落・東新集落・鹿俣集落・西新集落・安波賀集落・安波賀中島集落・城戸ノ内集落）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 10 月 9 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

6 経営体数

法人	0 経営体
個人	6 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ・担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・担い手を中心に農業用機械の共同利用を行っている。今後も継続していく。
- ・後継者が機能する環境を整備していく。
- ・担い手を中心に、肥料や農薬等の共同購入や農業用機械の共同利用を図っている。今後も継続していく。
- ・シバザクラ等の地衣植物の植栽がされ、畦畔の草刈り作業の労働力を軽減し

(別紙)

- ている。今後も継続していく。
- ・集落周辺に防護柵を連携して設置し、鳥獣害を減少させている。今後も継続していく。
 - ・担い手に関して、新規参入はやめ、一乗地区の中で担い手を育成していきたい。